

## お知らせ

### ワシントン条約：第 19 回締約国会議における附属書改正事項について

令和 5 年 1 月 27 日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

令和 4 年 11 月 14 日から 11 月 25 日にかけてパナマにて開催された、ワシントン条約第 19 回締約国会議（COP19）の採択結果に基づき、ワシントン条約附属書が改正されます。従来の附属書に別紙 1 の改正事項の内容が反映され、令和 5 年 2 月 23 日（木）（効力発生までの猶予期間が設けられた一部の種を除く）に効力が発生します。

また、別紙 2 のとおりキューバ及び南アフリカを原産とする種が新たに附属書Ⅲに掲載され、同日 2 月 23 日に効力が発生します。

令和 5 年 2 月 23 日以降、別紙 1 及び 2 に掲載された動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法関連の手続きが新たに必要となること、又は、これまでの手続きと異なることがありますので、十分御注意ください。附属書改正に伴う輸出入手続きについては、別添「**お知らせ**」ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続きについて」を御確認ください。

なお、このお知らせは、ワシントン条約事務局が発出した事務局通報（「NO. 2023/005」「NO. 2022/077」「NO. 2022/081」、以下の URL 参照）から仮訳し、作成したものです。今後、文言等が変更となる可能性がありますこと、あらかじめ御了承ください。（仮にこのお知らせと最新の事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されます。）

#### <附属書Ⅰ・Ⅱ改正に係る通報>

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2023-005.pdf>

#### <附属書Ⅲ掲載に係る通報>

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2022-077.pdf>

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2022-081.pdf>

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室  
電話 03-3501-1723（直通）

## ワシントン条約第 19 回締約国会議における附属書改正事項一覧

## ●新たに附属書 I に掲載された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
1	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Kinosternidae	ドロガメ科	<i>Kinosternon cora</i>  <i>Kinosternon vogti</i>	キノステルノン・コ ラ  キノステルノン・ヴ ォグティ

## ●附属書 II から附属書 I に移行された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
2	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Pycnonotidae	ヒヨドリ科	<i>Pycnonotus zeylanicus</i> (Entry into effect delayed by 12 months, i. e. until 25 November 2023)	キガシラヒヨドリ (2023 年 11 月 25 日 以降、効力発生)
3	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Geoemydidae	イシガメ科	<i>Batagur kachuga</i>  <i>Cuora galbinifrons</i>	ニシキセタカガメ  モエギハコガメ
4	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Trionychidae	スッポン科	<i>Nilssonina leithii</i>	リーススッポン

●附属書Ⅲから附属書Ⅰに移行された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
5	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Scincidae	トカゲ (スキנק) 科	<i>Tiliqua adelaidensis</i>	アデレードアオジタトカゲ

●新たに附属書Ⅱに掲載された種

FAUNA 動物、PHYLUM CHORDATA (脊索動物門)							
整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
6	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Muscicapidae	ヒタキ科	<i>Copsychus malabaricus</i>	アカハラシキチョウ
7	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Agamidae	アガマ科 (キノボリトカゲ科)	<i>Physignathus cocincinus</i>	インドシナウォータードラゴン
8	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Gekkonidae	ヤモリ科	<i>Cyrtodactylus jeyporensis</i> <i>Tarentola chazaliae</i>	ジャイプルホソユビヤモリ ヘルメットヤモリ
9	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Phrynosomatidae	ツノトカゲ科	<i>Phrynosoma</i> spp.	ツノトカゲ属全種
10	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Chelidae	ヘビクビガメ科	<i>Chelus fimbriatus</i> (Includes <i>Chelus orinocensis</i> )	マタマタ (アマゾンマタマタ) (オリノコマタマタを含む。)

1 1	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Geoemydidae	イシガメ科	<i>Rhinoclemmys</i> spp.	アメリカヤマガメ属 全種
1 2	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Kinosternidae	ドロガメ科	<i>Claudius angustatus</i>  <i>Kinosternon</i> spp. (Except the species included in Appendix I)  <i>Staurotypus salvinii</i>  <i>Staurotypus triporcatus</i>  <i>Sternotherus</i> spp.	ハラガケガメ  ドロガメ属全種 (附属書 I 掲載種を 除く。)  サルヴィンオオニオ イガメ  スジオオニオイガメ  ニオイガメ属全種
1 3	AMPHIBIA 両生綱	ANURA	無尾目	Centrolenidae	アマガエルモドキ 科	<i>Centrolenidae</i> spp.	アマガエルモドキ科 全種
1 4	AMPHIBIA 両生綱	ANURA	無尾目	Hylidae	アマガエル科	<i>Agalychnis lemur</i> (A zero annual export quota for wild-taken specimens traded for commercial purposes.)	アカメアマガエル属 全種 ( <i>Agalychnis</i> spp.) のうち、シロ メアマガエル (レム ールネコメガエル) については、「商業目 的の野生個体の輸出 割当て量をゼロとす る」を加える。

15	AMPHIBIA 両生綱	CAUDATA	有尾目 (サンショウウオ目)	Salamandridae	イモリ科	<i>Laotriton laoensis</i> (A zero annual export quota for wild-taken specimens traded for commercial purposes.)	ラオスイモリ (ラオ スコブイモリ) (商業目的の野生個 体の輸出割当て量を ゼロとする。)
16	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	CARCHARHINIFORMES	メジロザメ目	Garcharhinidae	メジロザメ科	<i>Garcharhinidae</i> spp. <Entry into effect delayed by 12 months, i. e. until 25 November 2023>	メジロザメ科全種 (COP16 及び COP17 で掲載されたクロト ガリザメ ( <i>Garcharhinus</i> <i>falciiformis</i> (日本は 留保))、ヨゴレ ( <i>Garcharhinus</i> <i>longimanus</i> (日本は 留保) を除く。) (2023 年 11 月 25 日 以降に効力発生)
17	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	CARCHARHINIFORMES	メジロザメ目	Sphyrnidae	シュモクザメ科	<i>Sphyrnidae</i> spp.	シュモクザメ科全種 (COP16 で掲載され たアカシュモクザメ ( <i>phyrna lewini</i> (日 本は留保))、ヒラシ ュモクザメ ( <i>Sphyrna</i> <i>mokarran</i> (日本は留 保))、シロシュモク ザメ ( <i>Sphyrna</i> <i>zygaena</i> (日本は留 保) を除く。)

18	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	RHINOPRISTIFORMES	リノプリスティフォルメス目	Rhinobatidae	サカタザメ科	<i>Rhinobatidae</i> spp.	サカタザメ科全種
FAUNA 動物、ECHINODERMATA (棘皮動物門)							
整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
19	HOLOTHUROIDEA ナマコ綱	ASPIDOCHIROTIDA	楯手目	Stichopodidae	シカクナマコ科	<i>Theleota</i> spp. <Entry into effect delayed by 18 months, i. e. until 25 May 2024>	バイカナマコ属全種 (2024年5月25日以降に効力発生)
FLORA 植物							
整理番号	科 (学名)		科 (和名)		種 (学名)		種 (和名)
20	Bignoniaceae (Trumpet trees)		ノウゼンカズラ科 (トランペットツリー類)		<i>Handroanthus</i> spp.  <i>Roseodendron</i> spp.  <i>Tabebuia</i> spp. (with annotation #17 <Entry into effect delayed by 24 months, i. e. until 25 November 2024>)		ハンドロンサス属全種 (注釈 17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材) (2024年11月25日以降に効力発生)  ローズデンドロン属全種 (注釈 17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材) (2024年11月25日以降に効力発生)  タベブイア属全種 (トランペットの木) (注釈 17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材) (2024年11月25日以降に効力発生)

2 1	Crassulaceae (Roseroot)	ベンケイソウ科 (ローズルート)	<i>Rhodiola</i> spp. (with annotation #2)	イワベンケイ属全種 (注釈 2 次のものを除くすべての固体の部分及び派生物 (a) 種子及び花粉 (b) 包装された小売取引用に準備された完成品)
2 2	Leguminosae	マメ科	<i>Azelia</i> spp. with annotation #17 (Only the African populations; no other population is included in the Appendices)  <i>Pterocarpus</i> spp. with annotation #17 (Except <i>P. santalinus</i> which is included in Appendix II with annotation #7; only the African populations; no other population is included in the Appendices)	アフゼリア属全種 (注釈 17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材) (アフリカの個体群に限る。他の個体群は附属書に掲げない。)  プテロカルプス属全種 (注釈 17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材) (COP6 で附属書 II に掲載されたコウキシタン (レッドサンダー・紅木) (注釈 7) を除く。アフリカの個体群に限る。他の個体群は附属書に掲げない。)
2 3	Meliaceae	センダン科	<i>Khaya</i> spp. with annotation #17 (Only the African populations; no other population is included in the Appendices)	カヤ属全種 (注釈 17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材) (アフリカの個体群に限る。他の個体群は、附属書に掲げない。)

●附属書 I から附属書 II に移行された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
24	MAMMALIA 哺乳綱	PERISSODACTYLA	ウマ目 (奇蹄目)	Rhinocerotidae	サイ科	<p><i>Ceratotherium simum simum</i>                      (The population of Namibia of <i>Ceratotherium simum simum</i> is included in Appendix II for the exclusive purpose of allowing international trade in live animals for in-situ conservation only, and only within the natural and historical range of <i>Ceratotherium simum</i> in Africa. All other specimens shall be deemed to be specimens of species included in Appendix I and the</p>	<p>ミナミシロサイ                      (ナミビアの個体群については、生息域内保全のみ、及びアフリカのシロサイの自然・歴史的生息域の範囲内のみ国際取引を認めることを専ら目的としたものに限って附属書 II に掲げる。他のすべての標本は附属書 I に掲げる種の標本取引として規制される。)</p>



						<i>trade in them shall be regulated accordingly.)</i>	
25	MAMMALIA 哺乳綱	RODENTIA	ネズミ目(齧歯目)	SCIURIDAE	リス科	<i>Cynomys mexicanus</i>	メキシコプレーリードッグ
26	AVES 鳥綱	ANSERIFORMES	カモ目	Anatidae	カモ科	<i>Branta canadensis leucopareia</i>	アリューシャンシジュウカラガン(シジュウカラガン)
27	AVES 鳥綱	PROCELLARIIFORMES	ミズナギドリ目	Diomedidae	アホウドリ科	<i>Phoebastria albatrus</i>	アホウドリ
28	REPTILIA 爬虫綱	CROCODYLIA	ワニ目	Alligatoridae	アリゲーター科	<i>Caiman latirostris</i> ( <i>The population of Brazil of Caiman latirostris is included in Appendix II subject to zero annual export quota for wild specimens traded for commercial purposes.</i> )	クチビロカイマン (ブラジルの個体群に限る。商業目的の野生個体の輸出割当て量をゼロとする。)

29	REPTILIA 爬虫綱	CROCODYLIA	ワニ目	Crocodylidae	クロコダイル科	<i>Crocodylus porosus</i> (The population of the Palawan islands, Philippines, of <i>Crocodylus porosus</i> is included in Appendix II subject to a zero annual export quota for wild specimens traded for commercial purposes.)	イリエワニ (フィリピンのパラワン諸島の個体群に限る。商業目的の野生個体の輸出割当量をゼロとする。)
30	REPTILIA 爬虫綱	SERPENTES	へび亜目	Boidae	ボア科	<i>Chilabothrus inornatus</i>	プエルトリコニジボア(バヴォチボア)

●附属書Ⅲから附属書Ⅱに移行された種

FAUNA 動物、PHYLUM CHORDATA (脊索動物門)							
整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
31	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Chelydriidae	カミツキガメ科	<i>Chelydra serpentina</i>  <i>Macrochelys temminckii</i>	ホクベイカミツキガメ(カミツキガメ)  ワニガメ
32	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Emydidae	ヌマガメ科	<i>Graptemys barbourin</i> <i>Graptemys ernsti</i> <i>Graptemys gibbonsi</i>	バーバーチズガメ アーンストチズガメ ギボンズチズガメ

						<i>Graptemys pearlensis</i>	パールチズガメ
						<i>Graptemys pulchra</i>	アラバマチズガメ
3 3	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Trionychidae	スッポン科	<i>Apalone</i> spp. (Except the subspecies included in Appendix I)	アメリカスッポン属 全種 (附属書 I に掲げる 亜種を除く。)
3 4	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	MYLIOBATIFORMES	トビエイ目	Potamotrygonidae	ポタモトリゴン科	<i>Potamotrygon albimaculata</i>	スモールスポットポ ルカドット・ステイ ングレイ
						<i>Potamotrygon henlei</i>	マンチャデオーロ
						<i>Potamotrygon jabuti</i>	クロコダイルステイ ングレイ
						<i>Potamotrygon leopoldi</i>	ポルカドット・ステ イングレイ
						<i>Potamotrygon marquesi</i>	ポタモトリュゴン・ マルクエスイ
						<i>Potamotrygon signata</i>	ポタモトリュゴン・ シグナタ
						<i>Potamotrygon wallacei</i>	ポタモトリュゴン・ワ ルラケイ
3 5	ACTINOPTERI 条鰭綱	SILURIFORMES	ナマズ目	Loricariidae	ロリカリア科	<i>Hypancistrus zebra</i> (A zero export quota for wild specimens for commercial purposes.)	インペリアルゼブラ プレコ (商業目的の野生個 体の輸出割当て量を ゼロとする。)

FLORA 植物				
整理 番号	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
36	Leguminosae	マメ科	<i>Dipteryx</i> spp. with annotation #17 <Entry into effect delayed by 24 months, i.e. until 25 November 2024>	トンカマメ属全種 (注釈 17 丸太、製材品、 薄板、合板及び転換された木材) (2024 年 11 月 25 日以降に効力発生)

●注釈に関する決定がなされたもの

FLORA 植物				
	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
注釈	ORCHIDACEAE	ラン科	<i>Bletilla striata</i> <i>Cycnoches cooperi</i> , <i>Gastrodia elata</i> , <i>Phalaenopsis amabilis</i> <i>Phalaenopsis lobbii</i>	シラン キュクノケス・コオペリ オニノヤガラ ファラエノプシス・アマビリス ファラエノプシス・ロビイ
	Annotation #4 was amended as follows:  All parts and derivatives, except: a) abbr. b) seedling or tissue cultures obtained, <del>in solid or liquid media,</del> in vitro transported in sterile containers; c) ~f) abbr. g) <u>finished products derived from artificial propagation packaged and ready for retail trade of cosmetics containing parts and derivatives of <i>Bletilla striata</i>, <i>Cycnoches cooperi</i>, <i>Gastrodia elata</i>, <i>Phalaenopsis amabilis</i> or <i>P. lobbii</i>.</u>		解釈 7 #4 を次のように改める。(下線部が変更箇所)  次のものを除くすべての個体の部分及び派生物 (a) (略) (b) 試験管中で <del>固体又は液体の培地で</del> 得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの (c) ~ (f) (略) (g) <u>人工的に繁殖させたシラン(<i>Bletilla striata</i>)、キュクノケス・コオペリ(<i>Cycnoches cooperi</i>)、オニノヤガラ(<i>Gastrodia elata</i>)、ファラエノプシス・アマビリス(<i>Phalaenopsis amabilis</i>)、及びファラエノプシス・ロビイ(<i>P. lobbii</i>)の部分及び派生物を含む、包装され、かつ、小売取引用に準備された化粧品の完成品。</u>	
注釈	LEGUMINOSAE	マメ科	<i>Paubrasilia echinata</i>	ブラジルボク
	Annotation #10 for <i>Paubrasilia echinata</i> was amended as follows: <u>All parts, derivatives and finished products, except re-export of finished musical instruments, finished musical instrument accessories and finished musical instrument parts. <del>Logs, sawn wood, veneer sheets, including unfinished wood articles used for the fabrication of bows for stringed musical instruments.</del></u>		解釈 7#10 を次のように改める。(下線部が変更箇所)  <u>完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品の再輸出を除く、全ての部品、派生物及び完成品丸太、製材品及び薄板。弦楽器の弓の製作に用いられる未成品の木材品を含む</u>	

	ORCHIDACEAE	ラン科	-
注釈	<p>The parenthetical annotation to Appendix-I Orchidaceae was amended as follows: Seedling or tissue cultures obtained, <del>in solid or liquid media,</del> in vitro and transported in sterile containers are not subject to the provisions of the Convention only if the specimens meet the definition of ‘artificially propagated’ agreed by the Conference of the Parties.</p>		<p>附属書 I に掲げるラン科のすべての種に付された注釈を次のように改める。(下線部を更新)</p> <p><u>締約国会議で合意された“人工的に繁殖させた”という定義に該当する附属書 I に掲げる次のすべての種は、試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この標本が締約国会議によって合意された「人工的に繁殖させたもの」の定義に合致する場合にのみ、この条約の適用を受けない。</u></p>
	その他		
注釈	<p>Annotation #1 was amended as follows: All parts and derivatives, except: a) abbr. b) seedling or tissue cultures, <del>in solid or liquid media,</del> obtained in vitro transported in sterile containers; c) ~d) abbr.</p>		<p>解釈 7#1 を次のように改める。(下線部を削除)</p> <p>次のものを除くすべての個体の部分及び派生物</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 試験管中で <del>固体又は液体の培地で</del>得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの</p> <p>(c) ~ (d) (略)</p>
注釈	<p>Annotation #14 was amended as follows: All parts and derivatives except: a) abbr. b) seedling or tissue cultures, <del>in solid or liquid media,</del> obtained in vitro transported in sterile containers; c) ~ f) abbr.</p>		<p>解釈 7#14 を次のように改める。(下線部を削除)</p> <p>次のものを除くすべての個体の部分と派生物</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 試験管中で <del>固体又は液体の培地で</del>得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの</p> <p>(c) ~ (f) (略)</p>

● 解釈に関する決定がされたもの

<p>解釈</p>	<p>The following decisions were taken with regard to the interpretation section: Paragraph 5 was amended as follows:</p> <p>As none of the species or higher taxa of FLORA included in Appendix I is annotated to the effect that its hybrids shall be treated in accordance with the provisions of Article III of the Convention, this means that artificially propagated hybrids produced from one or more of these species or taxa may be traded with a certificate of artificial propagation, and that seeds and pollen (including pollinia), cut flowers, seedling or tissue cultures obtained, <u>in solid or liquid media</u>, in vitro transported in sterile containers of these hybrids are not subject to the provisions of the Convention.</p>	<p>解釈 5 を次のように改める。(下線部を削除)</p> <p>附属書 I に掲げる植物の種又は種よりも大きな分類群に注釈が付されていない場合には、これらの一又は二以上の種又は種よりも大きな分類群から人工的に繁殖させた交配種は、人工繁殖であることの証明書を付して取引することができるものとし、また、これらの交配種の種子及び花粉（花粉塊を含む。）、切花並びに試験管中で<u>固体又は液体の培地で</u>得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この条約の適用を受けない。</p>
<p>解釈</p>	<p>Paragraph 7 was amended as follows:</p> <p>When a species is included in <del>Appendices</del> <u>Appendices I, II or III</u>, the whole, live or dead, animal or plant is <u>always</u> included. <u>In addition, all parts and derivatives thereof are also included in the same Appendix unless, for animal species listed in Appendix III and plant species listed in Appendix II or III, all parts and derivatives of the species are also included in the same Appendix unless</u> the species is annotated with <u>the symbol # followed by a number</u> to indicate that only specific parts and derivatives are included. The symbol # followed by a number placed against the name of a species or higher taxon included in Appendix II or III refers to a footnote that indicates the parts or derivatives of animals or plants that are designated as 'specimens' subject to the provisions of the Convention in accordance with Article I, paragraph (b), subparagraph (ii) or (iii).</p>	<p>解釈 7 を次のように改める。(下線部を更新)</p> <p>附属書 <u>I、II 又は III</u> に種を加える場合、生死の別を問わず、動物又は植物の全体が常に含まれる。さらに、附属書 III に掲載される動物種及び附属書 II 又は III に掲載される植物種については、特定の部分と派生物のみが含まれることを示す、<u>数字が続く符号「#」が付された注釈が</u>付されていない限り、<u>附属書 III に掲載される動物種及び附属書 II 又は III に掲載される植物種については、種の全ての部分と派生物が同じ附属書に含まれる。</u>附属書 II 又は III に含まれる種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「#」及び数字は、第 1 条 (b) (ii) 又は (iii) の規定に従い、この条約の規定の適用を受ける「標本」として指定されている動物又は植物の一部又は派生物を明記する脚注を指す。</p>

<p>解釈</p>	<p>The following definitions in paragraph 8 were amended as follows:</p> <p><u>Ten (10) kg per shipment</u></p> <p>For the term "10 kg per shipment", the 10 kg limit should be interpreted as referring to the weight of <u>wood of the individual portions of each item in the shipment made of wood of the species concerned of each individual annotated species of genus Dalbergia or Guibourtia present in the items in the shipment.</u> <del>In other words, t</del> The 10 kg limit is to be assessed <u>only</u> against the <u>individual weights</u> of the <del>individual</del> portions of wood of <u>Dalbergia/Guibourtia each individual annotated species</u> contained in each item of the shipment, <u>and not against rather than against</u> the total weight of the shipment. <u>The total weights present of each individual annotated species are considered individually to determine whether a CITES permit or certificate is required for each individual annotated species, and weights of different individual annotated species are not added together for this purpose.</u></p>	<p>解釈8で定められた定義を次のよう改める。(下線部を更新)</p> <p>船積当たり十キログラム</p> <p>「船積当たり十キログラム」という用語については、<u>十キログラムの制限は対象の種の木材で作られた貨物の各品目の個々の重量を示すと解釈される。換言すれば、十キログラムの制限は、貨物の総重量ではなく、貨物の各品目に含まれるダルベルギア (Dalbergia) / グイボウルティア (Guibourtia) 種の木材の部分の重量が査定される。</u>、十キロの制限は貨物の品目の中で示されるダルベルギア/グイボウルティア種として個別に注釈された木材の重量を示すと解釈される。十キロの制限は貨物の総重量ではなく、貨物の各品目に含まれる、個別に注釈された種の木材の部分の個別の重量のみが査定される。個別に注釈された種が示す総重量は、条約の許可証又は証明書が個別に注釈された種に対して要請されているかを判断するために個別に検討され、異なる種を含む個別に注釈された種の総重量は、この目的のために足し合わされない。</p>
<p>解釈</p>	<p>Transformed wood</p> <p>Defined by Harmonized System code 44.09: Wood (including strips, friezes for parquet flooring, not assembled), continuously shaped (tongued, grooved, <u>rebated, chamfered, v-V-jointed,</u></p>	<p>次のよう改める。(下線部を更新)</p> <p>転換された木材</p> <p>関税番号四十四・〇九で規定されたさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、<u>かんながけし、やすりがけ又は、跡継ぎしたもの又は、結合させたものであるかないかを問わない</u>）示されている木材（はいだもの、寄せ木細工の床用フリーズ、組み立てていないものを含む）で、連続的な形（さねはぎ加</p>



<p>beaded, <u>moulded, rounded</u> or the like) along any <u>of its</u> edges, ends or faces, whether or not planed, sanded or end-jointed.</p>	<p><u>工、溝付け、リベート、面取り、V-接合、ビーズ、成形、研磨、その他これらに類する加工)を含むものとし、いずれかのその縁、端又は面に沿ってかながけ、やすりがけ又は端部接合されたものであるかを問わない。</u></p>
---	---

## ◆新たにワシントン条約附属書Ⅲに掲載されるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
<b>【FAUNA】</b>	<b>【動物】</b>	
≪PASSERIFORMES≫ <Emberizidae>  <i>Melopyrrha nigra</i>  <i>Tiaris canorus</i>	≪スズメ目≫ <ホオジロ科>  キューバクロウソ  クビワスズメ	キューバ  キューバ
<b>【FLORA】</b>	<b>【植物】</b>	
<AIZOACEAE>  <i>Conophytum</i> spp.  <i>Mestoklema tuberosum</i>  <APOCYNACEAE>  <i>Raphionacme zeyheri</i>  <COMPOSITAE (ASTERACEAE)>  <i>Crassothonna cacalioides</i>  <i>Crassothonna clavifolia</i>  <i>Othonna armiana</i>  <i>Othonna euphorbioides</i>  <i>Othonna retrorsa</i>	<ハマミズナ科>  コノピウトウム属全種  メストクレマ・トゥベロスム  <キョウチクトウ科>  ラフィオナクメ・ゼイヘリ  <キク科>  クラソトナ・カカリオイデス  クラソトナ・カラヴィフォリア  オトナ・アルミアナ  オトナ・エウフォルビオイデ  オトナ・レトロルサ	南アフリカ (以下同様)

<p>&lt;retrorsa&gt;</p> <p><i>Tylecodon bodleyae</i></p> <p><i>Tylecodon nolteei</i></p> <p><i>Tylecodon reticulatus</i></p>	<p>&lt;ベンケイソウ科&gt;</p> <p>テュレコドン・ボドレヤエ</p> <p>テュレコドン・ノルテエイ</p> <p>万物想</p>	
<p>&lt;GERANIACEAE&gt;</p> <p><i>Monsonia herrei</i></p> <p><i>Monsonia multifida</i></p> <p><i>Monsonia patersonii</i></p> <p><i>Pelargonium crassicaule</i></p> <p><i>Pelargonium triste</i></p>	<p>&lt;フウロソウ科&gt;</p> <p>モンソニア・ヘルレイ</p> <p>モンソニア・マルチフィダ</p> <p>モンソニア・パテルソニイ</p> <p>ペラルゴニウム・クラシックウレ</p> <p>ペラルゴニウム・トリステ</p>	
<p>&lt;PASSIFLORACEAE&gt;</p> <p><i>Adenia spinosa</i></p>	<p>&lt;トケイソウ科&gt;</p> <p>アデニア・スピノサ</p>	
<p>&lt;PORTULACACEAE&gt;</p> <p><i>Portulacaria pygmaea</i></p>	<p>&lt;スベリヒユ科&gt;</p> <p>ポルトウラカリア・ピュグマエア</p>	

**お知らせ**

ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続きについて

令和5年1月27日  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室

第19回ワシントン条約締約国会議において、同条約附属書の改正提案が採択されるとともに、新たにキューバ及び南アフリカを原産とする種が附属書Ⅲに掲載されることになりました。改正内容については「**お知らせ**ワシントン条約：第19回締約国会議における附属書改正事項について」を御確認ください。

改正附属書の効力発生日は令和5年2月23日（木）です（効力発生までの猶予期間が設けられた一部の種を除く）。本改正に伴う外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）関連の我が国の輸出入手続きの取扱いについて以下のとおりお知らせします。

※本お知らせの内容については、必ず最新の情報を御確認の上、輸出入手続きを行っていただきますようお願いいたします。

**1. 附属書に新たに掲載される種の貨物について**

**（1）当該種の標本（動植物の個体、個体の部分若しくは派生物をいう。以下同じ。）を輸入する場合**

改正附属書の効力発生日の前日（今回の場合は令和5年2月22日）までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種の取扱いで輸入することができます。

効力発生日以降の輸入申告では附属書掲載の条約関連貨物として扱われますので、所定の手続きを行ってください。

**（2）当該種の標本を輸出する場合**

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入日も同附属書の効力発生日より前の場合には、条約の適用を受けない種の扱いで輸出することができます。

輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該貨物の輸入通関が行われる場合には、輸出先国（輸入国）より、同附属書に基づくCITES輸出許可・再輸出証明書（以下「CITES輸出許可書等」という。）の提示を求められる場合がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容について御確認ください。

## **2. 附属書Ⅲから附属書Ⅰ又はⅡに移行される種の貨物について**

### **(1) 当該種の標本を輸入する場合**

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、附属書Ⅲ掲載の条約関連貨物として輸入することができます。

なお、効力発生日以降の輸入申告では附属書Ⅰ又はⅡ掲載の条約関連貨物として扱われるため、附属書Ⅲとして取得した CITES 輸出許可書等による貨物の輸入は認められません。この場合、これら貨物が日本へ到着していても輸入が認められず輸出国・再輸出国へ返送していただくこととなりますので御注意ください。

また、附属書Ⅰ掲載種を国内に輸入後は、「種の保存法」による国際希少野生動植物種として、同法に基づく譲渡規制等の対象となります。詳細は以下の環境省ホームページを御確認ください。

＜（環境省）譲渡し等の規制及び手続きについて＞

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/trade/>

### **(2) 当該種の標本を輸出する場合**

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入日も同附属書の効力発生日より前の場合には、附属書Ⅲの扱いで輸出することができます。

輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、附属書Ⅰ又はⅡ掲載の条約関連貨物として扱われることにより、輸出先国（輸入国）において輸入ができない可能性がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容について御確認ください。

## **3. 附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行される種の貨物について**

### **(1) 当該種の標本を輸入する場合**

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、附属書Ⅰ掲載の条約関連貨物として輸入することができます。

効力発生日以降の輸入申告では附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として扱われますが、附属書Ⅰ掲載の条約関連貨物として CITES 輸出許可書等及び外為法に基づく輸入承認証を取得している場合には、当該輸出許可書等の税関への提出及び輸入承認証の提示（事前確認制度の対象貨物の場合）により輸入をすることができます。

### **(2) 当該種の標本を輸出する場合、**

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入日も同附属書の効力発生日より前の場合には附属書Ⅰの扱いで輸出することができます。

輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として扱われることとなりますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容について御確認ください。

#### 4. 改正附属書の効力発生日について

今回の改正附属書の効力発生日は、本年2月23日(木)です。ただし、以下の種については効力発生までの猶予期間が設けられます。各効力発生日に読み替えた上で、前述の1. から3. 記載の所定の手続きを行うこととなります。

(1) ヒヨドリ科のキガシラヒヨドリ (*Pycnonotus zeylanicus*)

2023年11月25日に附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行の効力発生

(2) メジロザメ科全種 (*Garcharhinidae* spp.) (ヨシキリザメ等) (従来から掲載されている2種を除く)

2023年11月25日に附属書Ⅱ掲載の効力発生

(3) シカクナマコ科 (*Stichopodidae*) のパイカナマコ属全種 (*Thelenota* spp.)

2024年5月25日に附属書Ⅱ掲載の効力発生

(4) ノウゼンカズラ科 (*Bignoniaceae*) のハンドローンサス属全種#17※ (*Handroanthus* spp. #17)、ローズデンドロン属全種#17※ (*Roseodendron* spp. #17)、タバブイア属全種#17※ (トランペットの木) #17※ (*Tabebuia* spp. #17))

2024年11月25日に附属書Ⅱ掲載の効力発生

(5) マメ科のトンカマメ属全種#17※ (*Dipteryx* spp. #17)

2024年11月25日に附属書Ⅱ掲載の効力発生

※：注釈17 丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材が条約の規制対象

#### 5. ラン科の一部の種の輸出入について

○今回の附属書改正により、附属書Ⅱのラン科植物のうち、シラン(*Bletilla striata*)、シクノチエスクーペリ(*Cycnoches cooper*)、オニノヤガラ(*Gastrodia elata*)、ファラエノプスイス・アマビリス(*Phalaenopsis amabilis*)、及びファラエノプスイス・ロビイ(*Phalaenopsis lobbii*)については、新たに注釈#4 (g) が設けられ、以下の条件に全て該当する場合のみ、条約に基づく規制の対象外となりました。

- ①人工的に繁殖させたこれらの種の成分が含まれる化粧品の完成品
- ②包装され、かつ、小売取引用に準備された状態のもの

【参考】 解釈 7#4 (g) (仮訳)

次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

(g) 人工的に繁殖させたシラン(*Bletilla striata*)、キュクノケス・コオペリ(*Cycnoches cooper*)、オニノヤガラ(*Gastrodia elata*)、ファラエノプスイス・アマビリス(*Phalaenopsis amabilis*)、及びファラエノプスイス・ロビイ(*Phalaenopsis lobbii*)の部分及び派生物を含む、包装され、かつ、小売取引用に準備された化粧品の完成品

## 6. ブラジルボクの輸出入について

○今回の附属書改正により、附属書Ⅱのブラジルボク (*Paubrasilia echinata*) の注釈が変更され、以下の条件に該当する場合のみ、条約に基づく規制の対象外となりました。

- ・ 完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品の再輸出

### 【参考】 解釈 7#10 (仮訳)

すべての個体の部分及び派生物。完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品の再輸出を除く。

### 【参考】 解釈 8 より抜粋 (仮訳)

#### ○完成した楽器

楽器 (WCO (世界税関機構) の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品) は、演奏できる状態のもの又は演奏を可能とするために部品の取付けのみが必要なものをいう。楽器にはアンティークの楽器 (関税番号九十七・〇五及び九十七・〇六に規定する美術品、収集品及びアンティークをいう。) が含まれる。

#### ○完成した楽器の付属品

楽器の付属品 (WCO (世界税関機構) の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品) は、楽器とは別個で楽器に使用し、及び明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、並びに使用に当たり更に手を加えることがないもの。

#### ○完成した楽器の部品

楽器の部品 (WCO (世界税関機構) の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品) は、楽器へ取付けることができ、明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、演奏を可能とするもの。

## 7. その他

### ○解釈 7#17 の船積当たり 10 キログラムの解釈について

今回の附属書改正により、附属書Ⅱのマメ科ツルサイカチ属 (*Dalbergia* spp.)、ブビンガ属 3 種 (*Guibourtia demeusei*, *Guibourtia pellegriniana*, *Guibourtia tessmannii*) に付されている注釈 (7#15(b) 「掲載された種の木材の重さが、船積当たり最大十キログラムまでの完成品」のうち、「船積当たり 10 キログラム」(解釈 8) については、表現の修正により解釈の明確化が行われました。本改正による規制範囲の変更はありません。

- ①船積当たり 10 キログラムとは、出荷品目に含まれる注釈が付された種の木材の重量を指します
- ②十キログラムの制限は、出荷品の各品目に含まれる個々の注釈が付された種の木材の部分の個々の重量に対してのみが条約の規制対象として評価され、出荷品の総重量に対して評価されるものではありません
- ③各注釈付きの種の合計重量は、各注釈付きの種についてワシントン条約の許可証又は証明書が必要かどうかを判断するために個別に検討され、異なる個々の注釈付きの種の重量はこの目的のために合計

しません（例えば、家具を日本に輸入する際、1回の船積当たり、当該注釈が付された *Dalbergia abrahamii* が使用された部分が10キログラム、*Guibourtia demeusei* が使用された部分が10キログラムの場合、それぞれの種の重量が10キログラム以内なので、条約の規制対象外となり、CITES 許可書等が不要となります）

【参考】 解釈 8 より抜粋（仮訳）

船積当たり十キログラム

「船積当たり十キログラム」という用語については、十キロの制限は貨物の品目の中で示されるダルベルギア／ガイボウルティア種として個別に注釈された木材の重量を示すと解釈される。十キロの制限は貨物の総重量ではなく、貨物の各品目に含まれる、個別に注釈された種の木材の部分の個別の重量のみが査定される。個別に注釈された種が示す総重量は、条約の許可証又は証明書が個別に注釈された種に対して要請されているかを判断するために個別に検討され、異なる種を含む個別に注釈された種の総重量は、この目的のために足し合わされない。

【参考】 解釈 7#15(b)（仮訳）

次のものを除く全ての個体の部分及び派生物

(b) 掲載された種の木材の重さが、船積当たり最大十キログラムまでの完成品

（本件に関するお問い合わせ先）  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室  
03-3501-1723（直通）